

## 色心二法抄

寛元二年九月一七日 二三歳

先づ止観・真言に付いて此の旨を能く能く意得べきなり。先づ此の旨を意得ば、大慈悲心・菩提心を意得べし。其の故如何となれば、世間の事を案ずるも、猶心をしづめざれば意得難し。何に況んや、仏教の道、生死の二法を覚らんことは、道心を発こさずんば協ふべからず。道心とは、無始より不思議の妙法蓮華經の色心、五輪・五仏の身を持ちながら迷ひける事の悲しきなり。如何にしても此の旨を能く能く尋ぬべきなり。三世の諸仏も世に出でましましては、先づ如何にしても此の理を説き知らせばやと思し食す。又大日如来も是を一大事と思し食して、五輪・五仏の旨を説き、即身成仏の理を顕はし給ふ。されば釈迦如来も大日如来も強ちに歎き思し食しける事は、中々一切衆生の迷ひの凡夫、妙法蓮華經の色心をも離れ、五戒・五智・五仏の正体をも隔てずば、あながちに仏も歎き思し食すまじきを、妙法蓮華經の色心を持ちながら、五戒・五智・五仏の正体に無始より迷ひける事を歎き思し食しけるなり。されば如何にしても迷ひの時も悟りの仏にてありけるぞと、此の旨を能く能く意得べきなり。

諸法多しと雖も十界に過ぐべからず。十界とは一に地獄、二に餓鬼、三に畜生、四に阿修羅、五に人、六に天、七に声聞、八に縁覺、九に菩薩、十に仏なり。此の十界は東西南北中央の五方天地には過ぐべからず。此の中に十界の理が三世にしつらはれて有るなり。此の十界は迷ひの十界・悟りの十界とて二法有ること無し。故に此の十界皆悟らざる時も妙法蓮華經の色心にて有りけるなり。所以は何、地獄の衆生も皆五根五臟を以て造る。其の五根五臟とは、眼根は東方、大円鏡智、阿闍梨なり。耳根は北方、成所作智、釈迦如来なり。鼻根は西方、妙觀察智、阿彌陀如来なり。舌根は南方、平等性智、宝性仏なり。身根は中央、法界体性智、大日如来なり。是又東西南北中央の五方、是又五戒なり。眼は不殺生戒、耳は不邪淫戒、鼻は不偷盜戒、舌は不飲酒戒、口は不妄語戒なり。又此の五根は五行なり。眼は木、耳は水、鼻は金、舌は火、身は土なり。又是五色きなり。眼は青色、耳は黒色、鼻は白色、舌は赤色、身は黄色なり。又是五竜なり。眼は青竜、耳は黒竜、鼻は白竜、舌は赤竜、身は黄竜なり。又是五常なり。眼は仁の徳、耳は礼の徳、鼻は義の徳、舌は智の徳、身は信の徳、故に此仁義礼智信とて五つの振る舞ひなり。又是五臟なり。眼は肝臟、耳は腎臟、鼻は肺臟、舌は心臓、身は脾臟なり。又是の五臟に五つの神あり。魂・志・魄・意・神是なり。此の五つの

神は天の五星、地の<sup>こがく</sup>五岳、<sup>つか</sup>東<sup>こ</sup>ねて五神は五智の如来なり。迷へる凡夫の身中にはしては五つの神と云はれ、此の五つを五智の如来なりと悟れば、五仏果徳の仏なり。<sup>ここ</sup>爰に知んぬ、地獄の依報正報が皆五智五仏の正体なりと云ふことを。地獄の大地は中央、法界体性智、大日如来の土なり。地獄の<sup>たきぎ</sup>薪は東方、大円鏡智、阿闍仏の木なり。地獄の炎は南方、平等性智、宝性仏の火なり。地獄の釜は西方、妙觀察智、阿弥陀仏の金なり。地獄の水は北方、成所作智、釈迦如来の水なり。此くの如く五行は五仏の正体なる故に、既に地獄も五仏の正体なり。故に妙楽大師曰く「阿鼻の依<sup>あび</sup>正<sup>えしやう</sup>は全く極<sup>ごくしやう</sup>聖<sup>ご</sup>の自身に処<sup>びる</sup>し、毘盧の身土<sup>しんど</sup>は凡下<sup>ぼんげ</sup>の一念<sup>こ</sup>を逾えず」云云。是を以て思ふに、地獄は遠くもなかりけるなり。衆生の五智・五仏の正体を地獄とは名づくるなり。故に釈に曰く「迷へば則ち三道の流<sup>る</sup>転<sup>てん</sup>、悟れば則ち果中の勝用なり」と。地獄の一道を以て余道をも<sup>こころう</sup>意<sup>こ</sup>得べし。仏は九界に遍す、九界は全く仏界の色心なり。此の理をしらずして無始より迷ひける事よ。但し此の身は何よりか生ぜる。東西南北中央の五方、天地・<sup>おんよう</sup>陰陽・日月・五星より生ぜり。彼の天地・陰陽・日月・五星は又何よりか生ぜる。彼の法は万法能<sup>のうしやう</sup>生<sup>ご</sup>の体にして、過去にも生ぜず、未来にも生ぜず、故に三世常住なり。東西南北中央の五方、日月五星は始まりたる体にあざれば、又我が身も不生の身なり、法界も不生の体なり。我が母も天地・陰陽・日月・五星・法界の体なるが故に、我も亦法界の体なり。故に生ぜる母もなく、又生ぜられたる我もなし。何を以ての故に、我が母も始めて法界の体をば生ぜずべからず、俱に法界の体なるが故に。竜樹菩薩云はく「諸法は自<sup>じ</sup>よりも生ぜず、亦他よりも生ぜず。又共<sup>く</sup>しても生ぜず、無因にしても生ぜず」と。<sup>ただ</sup>唯法界不生の体にして不可思議不可得なり。但し生といひ死と云ふ諸法は天地陰陽に過ぐべからず。天の陽気、地の陰気、<sup>しばら</sup>且<sup>あいがつ</sup>く相合する時を生と云ふ、天地の二気<sup>ほんぬ</sup>本有<sup>かえ</sup>に還る処を死と云ふ。故に止観八に云はく「天地の二気交合して各五行有り」と。故に知んぬ、天地の二の気と云ふは我が父母なり。父は天なり、母は地なり。此の天地の父母和合して<sup>ごしき</sup>五色を生ぜり。其の五色とは<sup>すなわ</sup>則ち五方・五星・五仏・五戒・日月衆星の体なり。<sup>それ</sup>夫が頭身手足等の六分の形を顕はす。骨は是を以てさゝへ、髓は是を以て長じ、<sup>すじ</sup>筋は是を以てぬひ、脈は是を以て通じ、血は是を以て<sup>うるお</sup>湿し、肉は是を以て<sup>つつ</sup>裏み、皮は是を以て<sup>おお</sup>覆ふ。然るに我が身をさゝへたる骨は北方釈迦如来なり。我が身を<sup>縫</sup>ぬへる筋は東方阿闍如来なり。我が身を湿せる血は南方宝性如来なり。我が身を裏める肉は中央大日如来なり。我が身を覆へる皮は西方阿弥陀如来なり。然るに骨の<sup>余</sup>あまりは齒となり、肉の余りは舌となり、筋の余りは爪となり、血の余りは髪となる。総じて一期の果報、四大・五陰・十二入・十八界具足

して成就せり。乃至此の身に天地一切の諸法を備へて、万事にかたどれり。故に弘決の六に云はく「頭の円なるは天なり。足の方なるは地なり。身の中の空なる種は則ち是虚空なり。腹の中の熱きは春夏なり。背の剛きは秋冬なり。四体は四季なり。大骨の十二は十二月、小骨の三百六十は一年の三百六十日なり。鼻の気の出入は山谷の風なり。口の気の出入は虚空の中の風なり。目の二つは日月なり。目を開くは昼なり。目を閉づるは夜なり。髪は空の星なり。眉は北斗なり。血脈は江河なり。骨は石瓦なり。肉は地なり。毛は大地の上に生ひたる草木なり。五臓は天に在っては五星と云はれ、地に在っては五岳と云はれ、陰陽に在っては五行と云はれ、世に在っては五常と云はれ、内に在っては五神と云はる」と。爰に知んぬ、既に一年・十二月・三百六十日、東西南北中央の五方、天地陰陽を以て此の身を造作せりと云ふことを。

但し生と云ひけるは来たる日月を云ひ、死と云ひけるは過ぎ行く日月を以てす。然りと雖も天も改まらず、地も改まらず。東西南北中央の五方、日月五星も替はること無し。然るに天地冥合して有情非情の五色とあらはるゝ処を生と云ひ、五色の色還って本有無相の理に帰する処を死とは云ふなり。都て一代聖教顕密の旨殊なりといへども、生死の二法、色心の二法是大事にてあるなり。此の生死、六道・四生・二十五有に廻りて輪廻今に絶えず。然るに仏は此の生死を離るゝを以て仏と云ふ。此の生死に遷り迷ふを以て凡夫と云ふなり。此の生死を能く能く意得べきなり。止観の五に云はく「無明の癡惑は本是法性なり。癡迷を以ての故に法性変じて無明と作り、諸の顛倒善不善等を起こす。寒さ来たりて水を結び、変じて堅氷と作るが如く、又眠り来たりて心を変じ、種々の夢有るが如し。今当に諸の顛倒は即ち是法性にして、一ならず異ならずと体すべし。顛倒起滅すと雖も旋火輪の如し。顛倒の起滅を信ぜず、唯、此の心但是法性なりと信ぜよ。起は是法性の起、滅は是法性の滅なり。其れを体するに、実に起滅せざるを妄りに起滅すと謂へり。只妄想を指すに悉く是法性なり。法性を以て法性に繋げ、法性を以て法性を念ず。常に是法性にして法性ならざる時無し。体達すること既に成ずれば妄想を得ず、亦法性を得ず。源に還り本に反れば法界俱に寂なり。是を名づけて止と為す」云云。明らかに知んぬ、此の釈の意は無始輪廻の生死の法は悟りの境界なりと釈せり。法性の故に生死ありけるなり。故に弘決の一に云はく「理性有るを以ての故に、故に生死有り、生死は理を用ゆ。生死は即ち是理なりと知らず。故に日に用ひて知らざると名づく」云云。此の釈の意は我等がいとひ悲しめる生死は、法身常住の妙理にて有りけるなり。此の旨を能く能く悟るべし。譬へば我等が生死と云へるは過ぎ行く日月に付いて生

死は有るなり。されば此の日月は生死の本体にて有るなり。此の日月に付いて、東西をも<sup>わきま</sup>弁へ、昨日今日をも分別し、又十二時をも分かち、三十日を一月とし、十二月を一年とする事も、世間の事に於て前後をも乱さず、<sup>ことわり</sup>理をも失はず、月日の過ぎ去るに付いて、残の命<sup>いくばく</sup>幾ならずと云ふ事をも知るなり。明らかに知んぬ、十界の衆生の依正二報の生死は唯此の日月よりを<sup>こ</sup>こるなり。又是<sup>これこんたい</sup>金胎兩部の全体本迹二門の実理なり。此の実理の故に生死は有りけるなり。此の日月の本体の故に有りける生死なるが故に、弘決の一に「仏なる故に生死あり」と釈し給ふなり。止観に云はく「起は<sup>これ</sup>是法性の起、滅は是法性の滅」と釈し給ひしも唯此の意なるべし。故に一年十二月は十二<sup>いんねん</sup>因縁の生死なり。正月の生の位より十二月の老死滅の位に至る。又此の滅の位より生の<sup>たね</sup>種をついで、十界の因果三世に改まらずして、十界の生死は過ぎ行く日月にて有るなり。又我等衆生の身のみならず、草木も皆此の日月の<sup>あ</sup>明け暮れ生死にうつされて、我等と俱に生々死々するなり。譬へば生ずるは心法なり、滅するは色法なり。<sup>しきしん</sup>色心の二法が不二なりと云ふは、譬へば<sup>初</sup>もみを種におろすに、<sup>初</sup>もみは去年の菓なれば心法なり。此の心法を今年種に下ろすに此の種子苗と成る。心、色と成るが故に心法の形見えず、但色法のみなり。然りと雖も此の色法の全体は心法なる故に、日月の過ぎ行くに随って生長するなり、故に色心不二なり。色心不二なりといへども、又<sup>に</sup>而<sup>に</sup>二なり。此の色法の苗の中より、秋に至りて又<sup>もと</sup>本の心法を生ずるなり、故に不二にして而二なり。

是くの如く、十界の依正、色心の二法、一法二義の理にして、生死常住の故に三世に改まることなし。哀れなる哉、生死の無常<sup>かな</sup>を厭ひ悲しみ、身の常住の生死<sup>知</sup>をしらずして厭ひ居る事よ。此の理をしらずして、或は此の生死を厭ひて生死なき浄土<sup>求</sup>をもとめ、或は又此の理をしらずして、生死は虚妄の物なりと観ずる人も之有り。悲しむべし悲しむべし。唯<sup>ただ</sup>生とは心法なり、滅とは色法なり。故に生死の二法は色心の二法にて有りけるなり。是即ち真言・止観の観法、出離生死<sup>とんしょう</sup>の頓証なり。道場所得の妙悟、妙覺<sup>ろうねん</sup>朗然の知見なり。最後臨終の時は此の理を思し食し定むべし。

九月十七日